行田市道路後退用地等の寄附手続きの流れ

| 今はの泣わ | 申請者の手続き及び提出書類 | | | 行田市の業務 |
|-------------------|--|--|--|---|
| 全体の流れ | 道路後退用地等を寄付しない場合 | 道路後退用地等を寄付する場合(分筆済の場合) | 道路後退用地等を寄付する場合(分筆する場合) | ()内は担当課 |
| 1.建築計画 2.事前協議 | ・事前相談 ※市が道路整備を必要と判断した場合のみ無償使用承諾の手続きを行ってください。 | ・「②寄附事前協議申入書(様式第1号)」の提出 | ・「②寄附事前協議申入書(様式第1号)」の提出 境界測量、分筆登記等の作業を、土地家屋 調査士等へ依頼してください。 | ・寄附対象の可否決定(建築開発課)「②協議結果通知書(様式第2号)」の交付 |
| 3.境界確認 4.分筆登記 | ・「①道路後退用地等無償使用承諾書(様式)」の提出 (必要に応じて) 現地測量・境界確定、 支障物件の撤去、境界 杭の設置等をしてく ださい。 『分筆がある場合は税 を免除します。』 | (必要に応じて) ・「境界確認申請書(道路・水路と申請地の境界確認)」を提出(管理課) ・境界確認現地立合い(管理課) ・境界確認現地立合い(管理課) ・現地測量・境界確定、支障物件の撤去、境界杭の設置等をしてください。 | ※「②事前協議結果通知書(様式第2号)」の交付を受ける前に分筆を行わないでください。 (必要に応じて) ・「境界確認申請書(道路・水路と申請地の境界確認)」を提出(管理課) ・境界確認現地立合い(管理課) ・ 寄附用地の分筆登記 現地測量・境界確定、支障物件の撤去、境界杭の設置、分筆登記、抵当権の抹消等をしてください。 | • 道路·水路境界確認·確定(管理課) |
| 5.寄附申込 | ↓ | ・「②寄附申込書(様式第3号)」「②寄附承諾書(様式第4号)」の提出 | 「②寄附申込書(様式第3号)」「②寄附承諾書(様式第4号)」の提出 「③補助金交付申請書(様式第1号)」の提出 ※補助金交付の申請を行った日の属する年度の1月31日までに提出してください。 | ・補助金交付の可否決定(建築 開発課)※分筆登記、支障物件 の撤去等の確認、補助金額の 確定「②補助金交付決定·不交 付決定通知書(様式第2号、3 |
| 6.補助金請求 7.道路整備 | • 道路後退部分の整備工事の時期に | \Box | ・「③補助金交付請求書(様式第4号)」の提出 | 号)」の交付 ・所有権移転登記(建築開発課) ・補助金の交付(建築開発課) ・道路後退部分の整備工事(建 |
| | ついての相談 | • 道路後退部分の整備工事の時期についての相談 | • 道路後退部分の整備工事の時期についての相談 | ・ 追路後返品力の登開工事(建築開発課・道路治水課) |

※①:行田市道路後退用地等整備要綱

②: 行田市道路後退用地等寄附採納に関する要綱

③: 行田市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱